

改正建築基準法（シックハウス対策規制の導入） の施行に伴う完了検査申請について（北海道用）

工事中のシックハウス対策の措置を確認するため、平成15年7月1日以降に工事着手した建築物の完了検査申請の際には、次のとおり添付図書等の提出が義務付けられておりますので、工事監理を適切に行っていただくようお願いいたします。

なお、本取扱いは北海道（特定行政庁、限定特定行政庁所管分を除く）の取扱いであり、今後日本建築行政会議等で全国的な取扱いが示された場合は、適宜修正することもありますので、ご注意ください。

完了検査申請書（第四面）への記載

完了検査申請書(第四面)の「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」及び「建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）」の欄に、内装の仕上げ及び天井裏等の部分毎に、工事監理に関する事項を具体的に記載してください。

北海道では、これらの別紙として参考様式を作成していますので、ご活用ください。

様式は、北海道建設部建築指導課のHPからダウンロードできます。

北海道建設部建築指導課HP

<http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-ksido/kanri/index.html>

完了検査申請書への写真添付

完了検査申請書へは、内装仕上げに用いる建築材料の写真を添付する必要があります。

写真はA4用紙に貼付し、部位と材料の種別がわかるように明記してください。なお、完了検査申請書第四面の別紙様式の表に写真番号が記入されていれば、明記する必要はありません。

添付写真の対象は、居室の内装の仕上げに用いる全ての建築材料の中で主要な部分の写真とします。主要な部分は次のとおり取り扱います。

- ・換気計画上一体的に換気を行う居室単位で、使用部位（床、壁、天井、建具等）ごと、原則1枚。
- ・同じ部位で2種類以上の建築材料を使用している場合は、最も使用面積が大きい建築材料の写真。

次の場合は写真添付を省略することができます。

- ・ホルムアルデヒドの発散のおそれのない建築材料（ホルムアルデヒド発散建築材料に係る告示に列記された種類**以外**の建築材料）
- ・完了検査時に種別が判別できる表示等を目視で確認できる建築材料
- ・同じ仕上げ材を使用している部位については、そのうち1枚添付されていれば、他は省略することができます。

種別が判別できる表示等が無い建築材料は、写真の代わりに製品安全データシートや品質証明書など種別が判別できる関係書類を添付してください。